

委託番号	4402
契約形態	業務委託

## 仕様書

- 1 件名 放置自転車処分業務委託（単価契約）
- 2 履行期間 令和6年（2024年）4月1日から  
令和7年（2025年）3月31日まで
- 3 履行場所 草加市放置自転車保管所（草加市草加一丁目90番2 以下「保管所」という。）  
及び受注者の管理する廃棄物の中間処理施設
- 4 支払方法  
業務完了後払  
※ 自転車及び原動機付自転車それぞれ1台当たりの単価に台数を乗じ、それに別途消費税及び地方消費税を加えたものを業務完了ごとに支払うものとする。
- 5 受注要件  
受注者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法律」という。）第14条第6項及び同施行規則（以下「規則」という。）第10条の4に規定する産業廃棄物処理業の許可を受けていること。  
また、受注者または受注者と共同事業者として収集運搬を行うことに同意した収集運搬業者が、法律第14条第1項に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可を受けていること。
- 6 積算方法  
(1) 自転車1台当たりの輸送及び処分に係る経費に予定台数を乗じたものを積算すること。  
(2) 原動機付自転車1台当たりの輸送及び処分に係る経費に予定台数を乗じたものを積算すること。
- 7 委託内容  
(1) 保管所で市の指定する廃棄処分対象自転車及び原動機付自転車（以下「廃棄処分対象車」という。）、荷台・バッテリー・エンジンオイル・燃料（ガソリン）・ヘルメット等（以下「付属物」という。）を受注者又は受注者と共同事業者として収集運搬を行うことに同意した収集

運搬業者が保管所から搬出し、受注者の管理する廃棄物の中間処理施設まで輸送する。この際、市では廃棄処分対象車及び付属物の分解は行わないものとする。

(2) 輸送した廃棄処分対象車は、受注者の管理する廃棄物の中間処理施設でスクラップの上、処分するものとする。

また、付属物についてもスクラップによる処分とし、スクラップできない付属物は、受注者の責任において適正に処分するものとする。

## 8 履行日時

(1) 市の指示した日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）とする。

(2) 午前10時から午後5時までの間に搬出するものとする。

## 9 廃棄処分予定台数

(1) 自転車 230台

(2) 原動機付自転車 10台

## 10 作業計画

(1) 市は履行日を10日前までに指示するものとする。

(2) 搬出予定台数は、履行日前日の午後5時までに電話連絡する。なお、履行日当日に台数の誤差が生じることもある。

## 11 提出書類

(1) 契約時

ア 法律第14条第1項に規定する産業廃棄物処理業の許可書の写し

イ その他、市が別に提出を求める書類

(2) 業務終了ごと

ア 業務完了報告書

イ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票，B2票，D票，E票の写し

ウ 搬送する車両の写真（廃棄物収集運搬車許可番号が分かるよう撮影したもの）

エ 搬送前写真（廃棄処分対象車の積込前後の写真）

オ 搬送後写真（廃棄物処理を認可された中間処理施設に搬送したことが分かるよう撮影したもの）

カ 処分状況写真（廃棄処分対象車をスクラップしている様子を撮影したもの）

キ 処分後の写真（荷台に自転車がない状態を撮影したもの）

ク その他、市が別に提出を求める書類

## 12 その他

- (1) 当委託業務契約にあたり、受注者以外の者が収集運搬を行う場合は、収集運搬業者からの共同事業者同意書を見積書に添付すること。その場合、草加市は処分業者と処分の契約書を締結し、共同事業者として同意した収集運搬業者とは別に収集運搬の契約を締結する。この場合、市は処分業者に処分費を、収集運搬業者に収集運搬費を、別途業務完了確認後に支払うこととする。
- (2) 業務履行に際し要する経費は、全て受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、業務の遂行に際し、車両や歩行者等の通行に十分注意を払うこととする。なお、器物等を損壊した場合には、受注者の責任において原形に復すとともに、市に事故等の内容を速やかに報告するものとする。

また、発生した全ての事故等の責任を負うとともに、受注者の責任において解決するものとする。
- (4) 搬出・積み込み作業時は、放置自転車保管所作業員の立会いのもと実施する。搬出する自転車の指定については、放置自転車保管所作業員の指示に従うこと。
- (5) 搬出時に車両を保管所に駐車するにあたっては、保管自転車の移動等に支障ないよう駐車するとともに、来所者に配慮し、必ずエンジンを停止するものとする。
- (6) 市は、必要に応じ中間処理状況や最終処分先の立入調査をすることができる。
- (7) 受注者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (8) 「草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
  - イ 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (9) 受注者は、草加市環境マネジメントシステムに基づく取り組みに協力すること。
- (10) その他疑義等が生じた場合は、あらかじめ市と協議すること。

## 13 問合せ先

- (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所 契約課

電話 048-922-1129 (直通)

(2) 契約締結後の問合せ先

草加市役所 交通対策課 交通安全係 小 柳

電話048-922-1641 (直通)

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本事項)

第1条 この契約により、草加市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

#### (秘密保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (作業場所の特定)

第3条 受注者は、発注者の指定した場所又は受注者の求めにより発注者が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、発注者の承認は、書面でなければならない。

#### (厳重な保管及び搬送)

第4条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(1) 受注者は、発注者の許可なく、発注者の指定した場所又は発注者が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。

(2) 受注者は、個人情報等を発注者から受けるとき又は発注者に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者その他必要な事項を記載した書面を発注者と取り交わさなければならない。

#### (再委託の禁止)

第5条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

#### (委託目的以外の使用等の禁止)

第6条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

#### (事故発生時の報告義務)

第8条 受注者は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (個人情報の返還又は処分)

第9条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに発注者に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

#### (措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第10条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

#### (その他)

第11条 受注者は、第2条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。